

国相手の大飯原発3・4号運転停止を求める裁判 設置変更許可の取り消しを求める

判決 12月4日(金) 15:00 大阪地裁へ集まろう!

14:00 大阪地裁前の歩道に集合。裁判所の正面玄関まで歩きます。

14:30 傍聴券の抽選 14:20から大阪高裁玄関前にて抽選券の配布
原告・支援者の皆さんは抽選に並んでください

15:00 法廷 202号

■ 判決後に旗出し(裁判所正面玄関前)

■ 記者会見と報告集会 AP大阪淀屋橋 3階H・I室

(会場の住所: 〒541-0041大阪府中央区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル)

<https://www.tc-forum.co.jp/ap-osakayodoyabashi/access/>

国相手の大飯原発3・4号の運転停止を求める裁判の判決は12月4日です。8年半にわたる裁判に判決が出ます。判決の最大の焦点は、地震動の過小評価の問題です。

原子力規制委員会の審査ガイドでは、地震規模の「ばらつき」と、地震動の「不確かさ」の両方を考慮するよう求めています。しかし国は、「ばらつき」は考慮する必要はないと主張してきました。1月30日の法廷後の進行協議で、裁判長は国に対して「『ばらつき』を考慮すべき」と指摘しました。これによって国は、「ばらつき」を考慮せざるを得なくなりましたが、今度は「不確かさ」を無視し、基準地震動は現行よりも小さくなるという暴論で逃げています(下記の表参照)。

これらは、原告が追い詰めていった結果です。「ばらつきを考慮せよ」という原告の主張は、この裁判が初めてです。勝訴すれば、老朽原発美浜3号等の基準地震動の見直しにもつながる普遍的な意義もっています。勝訴を勝ち取りましょう。12月4日は、大阪地裁へ!

(マスク着用でご参加ください。体調のすぐれない場合は無理なさらないでください。)

裁判の最大の争点 地震規模の「ばらつき」考慮

	地震規模の「ばらつき」と地震動の「不確かさ」	基準地震動の評価 (現行: 856ガル)
原告の主張	両方を考慮すべき	1,150ガル
国の主張	重ねて考慮する必要なし	812ガル
裁判長の指摘	・「ばらつき」の考慮は、福島原発事故後に国のガイドに新たに加わり重要。 ・国は「ばらつき」を考慮しても、耐震安全性が損なわれないことを確認せよ。	

おおい原発止めよう裁判の会

(連絡先 美浜の会気付)大阪市北区西天満4-3-3星光ビル3階

TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581 MAIL:mihama@jca.apc.org

2020.11.17